

## 入札心得

- 第1 入札は、入札及び見積書（別紙様式第1）により行うこと。
- 第2 入札書に記載する住所、商号及び氏名並びに入札書に押す印鑑は、入札者があらかじめ届け出たものを用いること。  
ただし、委任を受けた者が入札する場合は、その者の氏名、印鑑を用いるものとする。  
この場合にあつては、委任者があらかじめ届け出た印鑑を押した委任状を提出しなければならない。
- 第3 入札の公告又は通知に定めた入札の日時に遅れた入札又は電報、電話若しくは郵便による入札は一切認めない。
- 第4 入札の公告又は通知に入札保証金を納めるように定められている場合は、入札保証金の納付の証を呈示しない限り入札書を受理しない。
- 第5 同一入札者は、同一事項について2以上の入札をしてはならない。
- 第6 同一入札者は、同回数入札において、2以上の価格をもって入札をしてはならない。
- 第7 いったん入札した入札書は、引換、変更又は取消することを許さない。
- 第8 入札により、別紙に示す暴力団排除の誓約について誓約したものと見なす。これにより誓約書の提出を免除するものとする。
- 第9 次の各号に掲げる入札は、無効とする。
- 1 次(1)から(3)までに掲げる者の入札
    - (1) 一般競争の場合において所定の入札参加資格を有しない者
    - (2) 入札の公告若しくは通知又は係官の指示により入札に加わることを制限された者
    - (3) 入札を執行する各機関のいずれか1でも入札を行わない者
  - 2 入札者の印が押されていない入札
  - 3 入札の公告又は通知に定めた入札の日時に遅れた者の入札又は電報、電話若しくは郵便による者の入札
  - 4 入札者が誰であるか識別し難い入札
  - 5 入札金額が明らかでない入札
  - 6 入札に際し不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合した者、他人の入札参加を妨害した者又は係官の職務執行を妨げた者の入札
  - 7 同一の入札者が2以上の入札をしたときは、その者が行ったすべての入札
  - 8 別紙に示す暴力団排除の誓約事項を承諾しない者の入札
  - 9 前各号のほか、入札の公告若しくは通知、この入札心得又は係官が指示した事項に違反した入札
- 第10 入札書に総金額及び内訳金額を共に記載することを求めた場合に、両金額が符合しないときは、総金額で落札を決定する場合は総金額が、単価で落札を決定する場合は単価が正しいものとみなす。
- 第11 落札となるべき同価の入札をした者が2以上あるときは、直ちにくじで落札者を定める。この場合に当該入札者のうちくじをひかない者があるときは、入札事務に関係のない職員に代わってくじをひかせる。

第12 開札の場合に予定価格の制限に達した入札がないときは、直ちに同一条件で再度の入札をさせることがある。この場合の入札参加範囲は、初度の入札に参加した者に限る。

第13 落札した者が契約を結ばないときは、入札保証金を納めてあるときはそれが国庫に帰属し、入札保証金を納めてないときは、入札金額の5/100に相当する金額を違約金として納めること。

第14 落札者が決定したときは相手方が契約書を提出し、契約書に契約担当官等が相手方とともに記名押印したときに当該契約が成立するものとする。

第15 契約書等の作成は、次のとおりとする。

1 契約書表紙（別紙様式第2）

2 契約条項等

(1) FMS 物資輸送の役務に関する契約条項

(2) 談合等の不正行為に関する特約条項

(3) 暴力団排除に関する特約条項

3 仕様書等

4 委任状（別紙様式第3）

5 代理人使用印鑑届（別紙様式第4）

6 その他必要な書類

## 入 札 書（見積書）

貴公告又は通知に対して、「有償援助調達物品の輸送役務における入札心得・契約条項」等を承諾のうえ提出します。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
航空自衛隊補給本部  
計画部調達課長 殿

入 札 者  
住 所  
会 社 名  
代表者名 印

統制番号（調達要求番号）				
納 期		入札書（見積書）有効期間		
納 地		規格又はメーカー名		
品 名	公 示 数 量	入 札（見 積）		
		数 量	単 価	代 価
入札（見積）金額	¥ _____			

（記載上の注意）

- 1 品名、数量が少ないときは余白の欄に斜線を引くこと。
- 2 見積書として2葉以上使用するときは、入札金額を明らかにして内訳書（別紙）を付して代表者印で割印すること。（記載しない箇所に斜線を引くこと。）
- 3 納地が各地にわたるため納地欄に記載できないときは、「各地」と記載すること。
- 4 公示数量と入札数量は、複数落札制入札の場合のほかは同一数量を記載すること。
- 5 入札のときは「見積書」の字句を、見積書のときは「入札書」の字句をそれぞれ抹消すること。
- 6 見積書の有効期間は、必ず記載すること。

（A列4番）

令和 年度

## FMS物資輸送の役務に関する請負契約書

	契 約 内 容 等
調 達 要 求 番 号	
品 名 ( 件 名 )	
数 量 ・ 単 位	
引 渡 場 所	
履 行 期 間	
仕 様 書 番 号	
契 約 番 号	

航空自衛隊補給本部

委 任 状

分任支出負担行為担当官  
航空自衛隊補給本部  
計画部調達課長

住 所  
会 社 名  
代表者名

印

今般

を代理人と定め  
について、下記の権限を委任します。

なお、委任解約をした場合には連署のうえ届け出ます。

記

- 1 物品納入の件
- 1 代金請求の件
- 1 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者

印

受 任 者

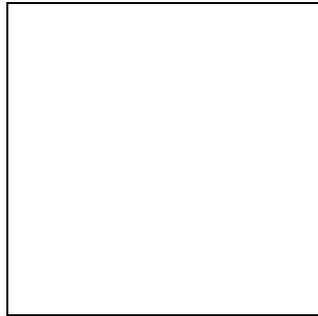
印

代理人使用印鑑届

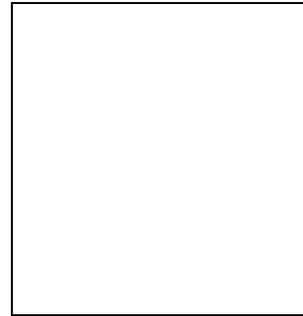
今般 を代理人と定め、貴本部発注の「FMS物  
資輸送」に関する役務調達に関し、権限を委任しましたが、上記代理人の使用する印鑑は、下記  
のものを使用いたしますのでお届けします。

記

(社 印)



(使用印)



令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
航空自衛隊補給本部  
計画部調達課長

殿

住 所  
会 社 名  
代表者名

印

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。))。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書(見積書)の提出をもって誓約いたします。

## 暴力団排除に関する誓約書

- 当社
- 私(個人の場合)
- 当団体(団体の場合) は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。))。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。))の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記について、誓約いたします。

年 月 日

住所(又は所在地)

会社名及び代表者名